

町会・商店会などの地域的な共同活動を行う団体向け

## 街頭防犯カメラ設置の 費用を市で補助します

街頭防犯カメラは周辺の体感治安力を上げ、**犯罪発生**の抑止効果が期待できます。また、**事件や事故の早期解決**に協力ができます。



### 補助内容

- ・補助対象経費の合計額の**50%**
- ・**1台あたり最大20万円**

※補助金の支給にはさまざまな準備や手続きが必要です。

詳しい内容は

富士見市役所協働推進課（049-251-2711 内線 433）へお電話いただくか  
直接窓口へお越しください。

### 補助の対象になる部分は？

- ・**街頭防犯カメラの購入**とその**設置にかかる費用**  
(カメラ本体、メモリーカード、取付工事費など)
- ・**街頭防犯カメラ設置の看板購入**とその**設置にかかる費用**

※モニター等の周辺機器や既存の撤去費用及び移設費用  
また、設置後の維持管理費については、対象外となります。

### 写せる場所は？

- ・不特定多数の者が利用する公共性の高い道路等で**地域の皆様の同意を得られている場所**。(マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社等の私有財産の管理に供される場所を除く。)

# 補助金申請から設置の流れ

- ① 事前相談を協働推進課へ（必要書類の受取り）  
↓
- ② 各種提出書類の準備  
↓
- ③ 必要書類の内容相談（随時）  
↓
- ④ 書類完成、提出  
↓
- ⑤ 市から交付決定の通知書が送られてきます  
↓
- ⑥ 補助金の交付（概算払い）  
↓
- ⑦ 工事開始  
↓
- ⑧ 工事完了

工事前



30日以内

工事後

- ⑨ 必要書類の提出→必要に応じて清算  
↓
- ⑩ 運用開始（維持管理）

## 【注意する点】

- ・ 補助金を申請をした年度に着手し、当該年度内に完了できるもの
- ・ 設置後、5年は運用すること
- ・ 設置する防犯カメラに関し、国、県などから同種の補助金を受けていないこと



## 【お問い合わせ】

富士見市役所協働推進課 防犯・交通安全 G  
☎049-251-2711（内線 433）